

マイナ保険証での受診が始まっています！

健康保険証は令和6年12月2日に廃止されます。

- **令和6年12月2日以降**は、新規に健康保険証は発行されません。
- 医療機関を受診される際は、保険証利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を毎回提示してください。
- マイナンバーカードをまだお持ちでない方は速やかに取得し、保険証として利用できるよう忘れず登録をお願いいたします。



現在の保険証はいつまで使えるの？

現在お持ちの健康保険証は経過措置として1年間（令和7年12月1日まで）有効です。

ただし、事業所を退職された場合は、**令和7年12月1日以前であっても退職日の翌日から健康保険証は使えませんが、事業所経由でご返却ください。**

医療機関がマイナ保険証に対応していない場合はどうするの？

マイナ保険証+資格情報のお知らせ*またはマイナポータルわたしの健康保険証の資格情報を医療機関に提示して保険診療を受けることができます。

※「資格情報のお知らせ」は、令和6年7月末日時点における加入者全員に会社経由で令和6年9月に一斉配布しています。一斉配布以降に当健康保険組合に加入された方には、令和6年12月2日以降に交付となります。

手続は簡単！

マイナンバーカードの保険証利用登録の仕方は3つ！



医療機関窓口のカードリーダー



セブン銀行 ATM



マイナポータル

急な受診に慌てないためにも、今からマイナ保険証の利用登録をお願いします。

登録の際はマイナンバーカードと、マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）をご準備ください。



◆ マイナ保険証のメリット ◆

1

医療費を節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も少なくなります。

2

より良い医療を受けることができる

ご本人の同意に基づき、初めての医療機関でも医師や薬剤師が過去のお薬情報や特定健診の結果を見ることができるため、より正確な診断、適切な治療を受けることができます。

3

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

限度額認定証の交付を健康保険組合に申請しなくても、本人の同意に基づき、医療機関窓口で高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードを持っていない、保険証の利用登録をしていない方には、「資格確認書」を交付いたします。マイナ保険証を利用する際のメリットはありませんが、これまでどおり保険診療を受けられます。

健康保険証のなりすまし等の不正利用の防止や医療従事者の事務負担軽減にもつながります。
大切な医療保険を守るためにもマイナ保険証に切り替えましょう。